

昭和五十二年政令第三百二十八号

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令

内閣は、原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律（昭和五十二年法律第九十三号）第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

1 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（以下「法」という。）第一項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。

一 指定水産動植物（食用水産加工品の原材料として相当量が利用されている水産動植物で食用水産加工品の供給の安定を図る上でそれを原材料とする食用水産加工品の製造又は加工の高度化を促進することが特に必要なものとして農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）を原材料とする食用水産加工品の製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得（その利用のための特別の費用の支出及びその利用に関する権利の取得を含む。）のうち次のイからハマまでのいずれかに該当するものであつて、当該指定水産動植物の陸揚量又は食用水産加工品の原材料としての利用量が多い都道府県として農林水産大臣が指定するもの（以下「指定都道府県」という。）の区域内において行われるものであり、かつ、食用水産加工品の供給の安定に資すると認められるものであること。

イ 食用水産加工品の製造又は加工の共同化のためのものであること。

ロ 食用水産加工品の原材料又は製品の転換のためのものであること。

ハ 食用水産加工業を営む者の合併又は営業の譲受けに伴うものであること。

二 指定水産動植物を原材料とする新たな食用水産加工品又は食用水産加工品の新たな製造若しくは加工の技術の研究開発又は利用（これらのために施設を改良し造成し若しくは取得し若しくは特別に費用を支出して行うもの又はこれらの利用に関する権利を取得するものに限る。）であつて、指定都道府県の区域内において行われるものであり、かつ、食用水産加工品の供給の安定に資すると認められるものであること。

三 未利用又は利用の程度が低い水産動植物で水産資源の有効な利用の促進を図る上でそれを原材料とする食用水産加工品の製造又は加工を促進することが特に必要なものとして農林水産大臣が指定するものを原材料とする食用水産加工品の製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得（その利用のための特別の費用の支出及びその利用に関する権利の取得を含む。）であつて、当該水産動植物の食用水産加工品の原材料としての利用が相当程度促進されると見込まれる都道府県として農林水産大臣が指定するものの区域内において行われるものであり、かつ、未利用又は利用の程度が低い水産資源の有効な利用の促進に資すると認められるものであること。

四 魚介類の骨、皮その他の食用に通常供されない水産動植物の部位で未利用又は利用の程度が低い水産資源の有効な利用の促進を図る上でそれを原材料とする非食用水産加工品の製造を促進することが特に必要なものとして農林水産大臣が指定するものを原材料とする非食用水産加工品の製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得（その利用のための特別の費用の支出及びその利用に関する権利の取得を含む。）であつて、水産動植物の陸揚量、水産物の流通量、食用水産加工品の製造量等を勘案して未利用又は利用の程度が低い水産資源の量が多いと見込まれる都道府県として農林水産大臣が指定するものの区域内において行われるものであり、かつ、未利用又は利用の程度が低い水産資源の有効な利用の促進に資すると認められるものであること。

2 法第二項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年八分五厘、償還期限については据置期間を含め二十五年、据置期間については三年とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年六月一日政令第一六五号）

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

附 則（昭和五十四年八月二八日政令第二三四号）

この政令は、昭和五十四年九月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年三月二一日政令第三三三号）

この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年四月三〇日政令第一一四号）

この政令は、昭和五十五年五月一日から施行する。

附 則（昭和六三年三月三一日政令第八一号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行前に国民金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二年六月一三日政令第一五七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三一日政令第二一六号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日政令第一四四号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年三月三一日政令第二二五号）

2 この政令の施行前に国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年三月三〇日政令第二一八号）

1 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年三月三一日政令第一五七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十五年三月三一日政令第一五七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十五年三月三一日政令第一五七号）

この政令は、公布の日から施行する。